

事務連絡

令和3年7月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室

化学災害・化学テロ発生時における解毒剤自動注射器の備蓄および使用について
(周知)

平素より健康危機管理施策の推進にご協力いただきありがとうございます。

厚生労働省では、化学災害・テロ対応医薬品国家備蓄事業の一環として、神経剤等の有機リン中毒による化学災害・テロに備えた解毒剤自動注射器（以下「本剤」という。）の備蓄を行っています。

本剤の備蓄および使用の目的は、医師や看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）等の医療従事者が入ることができない汚染地域等において、化学災害・テロの現場対応を行う実働部隊に所属する公務員（消防隊員、警察官、海上保安官及び自衛官）ができるだけ早期に現場で本剤を使用することにより、一人でも多くの被災者が重大な生命的危機を脱することとしています。

本剤の使用に係る要件、手順等は「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について」（令和元年11月29日 科発1129第1号）において、運用等は「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」（令和3年3月5日最終改定 NBCテロ対策会議幹事会）および「国内でのテロに対する健康危機管理について」（令和3年4月28付け科発0428第1号等連名通知）において周知しているところです。

貴職におかれましては、内容について御了知の上、貴管下の医療機関等に対し、有事の際には、本剤を使用された被災者が搬送される可能性があることについて、周知方よろしくお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

担当者 上杉 岡田 鈴木

電話：(直通) 03-3595-2172

E-mail：emergency@mhlw.go.jp